令和4年第12回農業委員会総会議事録

令和4年12月2日 宮崎市農業委員会

- 1. 日 時 令和 4 年 12 月 2 日 (金) 午後 3 時 3 分開会
- 3. 付議事件

#### 〔 議 案 〕

議案第68号 農地法第3条許可について

議案第69号 農地法第4条許可に係る事業計画変更について

議案第70号 農地法第4条許可について

議案第71号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第72号 農地法第5条許可について

議案第73号 非農地証明について

議案第74号 農用地利用集積計画の決定について

議案第75号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

#### 〔報告〕

報告第69号 専決処分の報告について (農地法第4条第1項第8号)

報告第70号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第71号 専決処分の報告について (農地法第4条第1項本文)

報告第72号 専決処分の報告について (農地法第5条第1項本文)

報告第73号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第74号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

## 4. 出席委員

1番 日 髙 2番 武 義 隆 志 岡 3番 金 丸 忠 弘 4番 久保田 章 生 5番 鬼 健 7番 川越 塚 太 定光 8番 川崎 和久 9番 松 田 実 10番 川 越 忠 次 11番 長 友 紘 Ш 越 正彦 原 明美 子 12番 13番 尚 14番 持 原 義 信 15番 小 倉 俊 博 16番 佐 藤 裕次郎 17番 岸 上 英 行 18番 髙 間 秀 19番 Ш 越 達也 20番 前 田 峰 子 22番 外 薗 香 23番 蛯 原 安 德

## 5. 欠席委員

6番川野富男 21番中村和寛 24番松田真郎

## 6. 事務局出席者

局 長 髙 吉 哲 生 副主幹兼農地調整係長 川 越 昌 志

次 長 西領敏 一 農地調整係主査 前 田 真智子

次長補佐兼総務係長 長谷川 恒 徳

総務係主任主事 藤 岡 拓 麻

## 7. 市長部局出席者

## 農政企画課

主幹兼農地政策係長 小 濵 裕 二

農地政策係主任主事 金丸 由 佳

# 署名委員

議長和東京

委員川越忠豫

委員片上奖行

○議長(松田) これより令和4年第12回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6番川野富男委員、21番中村和寛委員、24番松田真郎委員から欠席の届 出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、10番川越忠次委員、17番片上英行委員を指名いたします。

それでは、日程第2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明 させます。

○事務局(西領) 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等 を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり1ページごとの 審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は8議案の御審議をお願いいたします。

議案第68号「農地法第3条許可について」は21件でございます。

議案第69号「農地法第4条許可に係る事業計画変更について」は1件でございます。

議案第70号「農地法第4条許可について」は12件でございます。

議案第71号「農地法第5条許可に係る事業計画変更について」は1件でございます。

議案第72号「農地法第5条許可について」は23件でございます。

議案第73号「非農地証明について」は2件でございます。

議案第74号「農用地利用集積計画の決定について」は162件でございます。

議案第75号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」は1件で ございます。

以上、審議件数は223件となっております。

なお、農地法第3条及び農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、35万 1,896.17平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、 30万9,294.17平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(松田) 議案第68号農地法第3条許可について、1ページを議題とします。
- ○事務局(川越) 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可 基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、5名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。1ページの番号 223、2ページの番号 225、226、227、3ページの番号 231、5ページの番号 238、241が該当しますが、番号 223、231は売買価格が地域の相場より低いため、番号 225、226、227は市街化区域の農地のため、番号 238は基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討したため、番号 241は県の農業振興公社の特例事業による売買のため、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。 (「なし」と言う者あり)
- ○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- ○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。次に、2ページから3ページの228番までを議題とします。
- ○事務局(川越) 番号 225、226、227 を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は、受人の経営面積が 1,998 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が 5,455 平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を

満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

同様に新規就農を除き総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は、3ページ の番号 230、232、4ページの番号 233 がございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。次に、3ページから4ページの232番までを議題とします。御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- ○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。 次に、4ページを議題とします。
- ○事務局(川越) 番号 235、236 を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農法人による申請で、農地所有適格法人の要件を満たしております。申請人は、農地所有適格法人として大規模な集約化を目指した事業に取り組むことで、効率的かつ収益力のある営農を目指すとともに、周辺の生産者とも協力して地域の生産物の販売拡大やPRを行い、地域農業の活性化に貢献するため、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が1万1,435平方メートルとなり、3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。
- ○1番(日髙委員) ただいま説明いただきました 235 番と 236 番についてですが、 施設園芸を行なわれるということですが、賃借料は幾らなのか。それと、受人は新規 就農法人ですが、認定農業者ではないのかどうか。以上 2 点です。
- ○事務局(川越) まず賃借料については、約13万7,000円になっております。この金額は、土地代、ハウス代込みの金額ということで伺っており、土地代が10アールあたり年間3万5,000円、土地代を差し引いた金額がハウス部分の賃借料という話を聞いております。2点目についてですが、認定農業者の資格は取得しておりません。以上です。
- ○1番(日髙委員) ありがとうございました。土地の賃借料が3万5,000円ということですけれども、事務局のほうで調査を行っていただき、10アールあたりの土地の賃借料が米の場合は7,000円から1万円ぐらい、たばこの場合は2万から3万、施設園芸の場合は5万前後というような標準価格を示していただいていると思います。この価格はあくまでも参考標準価格ということで示していらっしゃると思いますけれども、なぜ施設園芸の農地が5万円で米の場合は1万円なのか。その賃借料の違いについて、上手く説明できませんので、何か理由がありましたら教えていただきたいと思っております。実際、私も農家の方に説明する際に、説明がなかなかつきにくいものですから、何かその違いについての理由があれば御説明をいただきたいと思います。
- ○事務局(西領) 作物の収益に応じて金額の違いが生じていると考えているところですが、本人同士の意見で賃貸料の設定はできるものとなっておりますので、お示ししている金額を参考に、賃借料を設定していただきたいと考えております。説明は以上です。
- ○1番(日髙委員) 何を作ろうがそれは借り手の自由なわけですので、ハウスの場合は長期間使用するからとは思ったんですけれども、それにしても、たばこは倍ぐらいする、米の価格の2倍ぐらいするということになります。作るものによって、所得差によって賃借料が違ってきているのかなと。平成21年までは農業委員会がこの標準価格というので賃借料を示していたわけですね。それの価格も同じく施設園芸とたばこと水稲では格差が出ておりましたので、何か意味合いがあるのだろうと思っていま

すけれども、何かないのでしょうか。

○事務局(西領) 例えば水稲が10アールあたり5万円の賃料でしたら、販売したときに利益がでないというところもあるので、地域的にそのような金額で推移してきたのではないかということをお答えしました。説明は以上です。

○議長(松田) 先ほどから質問が出ております賃借料の件については、報告等の案件の中で、また皆さんのご意見をいただきたいと思います。ほかにこの4ページに対しての御質問はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○23 番(蛯原委員) 申請番号 241 番についてお伺いします。説明では特例事業だから3条申請を行っていただいたということでしたが、買い手側は自分で登記をしなければいけないという案件になるわけですか。売買価格が地域の相場からかけ離れているため、3条申請を行うことになったのかと思ったら、特例案件であるからということでしたので、何故3条申請を行うことになったのかが知りたいです。よろしくお願いします。

○事務局(川越) 県の農業振興公社、農地中間管理機構なんですが、農地中間管理機構が行う農地売買等の事業ということで3つございまして、1つ目が即売りタイプ、2つ目が、貸付け後、貸付期間満了と同時に売渡を行う一時貸付タイプ、3つ目が今回議案として上程されている分割払いタイプです。即売りタイプ、一時貸付タイプにつきましては、基盤強化法の手続で売買ができるんですが、分割払いタイプになりますと、農地法3条に基づく手続を行っていただくこととなっております。

この件については、数年前に、同じ受人、渡人、地番で、使用貸借、使用収益権の 設定で3条の許可をした経緯があります。許可後、貸借期間中に分割で少しずつ土地 代を支払っていただき、土地代を全部支払った後に、今回3条の申請で所有権移転を 行う手続を踏んでいるところです。以上です。

- ○23 番(蛯原委員) 内容は分かりました。3条申請での手続きを行うと決めたのは 事務局ではなくて、公社が決めたというふうに聞き取れるんですが、そういうことで いいのでしょうか。それとも、事務局が決めたのか、そこだけ教えてください。
- ○事務局(川越) 特例事業規程に基づく事務取扱要領というのがございまして、その中で、県の農業振興公社が、分割払いタイプにつきましては、農地法3条の申請の手続を行うものというふうに定めております。説明は以上です。
- ○23番(蛯原委員) 分かりました。
- ○議長(松田) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第69号農地法第4条に係る事業計画変更について、6ページを議題とします。 ○事務局(前田) 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号11を御覧ください。

本案件は、宮崎市田野町の農地を長屋住宅にする目的で農地法第4条の転用許可申請を行い、令和4年5月25日に許可を得ています。その際の計画当初においては、追

加となる申請地を含めた計画でしたが、筆界未確定地であったことから計画を見送っておりました。今回、筆界が確定したため、転用する全体面積を変更して申請するものです。また、変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、10ページの議案第70号番号65番で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。 議案第70号農地法第4条許可について、7ページを議題とします。

○事務局(前田) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 55 を御覧ください。

申請人は宮崎市大字島之内在住の農家です。申請地は、宮崎市大字島之内にあります日向住吉駅から東に約850メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農家住宅として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、ブロック塀を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は既存の溜枡へ放流し地下浸

透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号57です。

なお、番号 57 の案件については、始末書付の案件となっております。農地法の許可を得ずに申請地を農業用倉庫等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号56を御覧ください。

申請人は宮崎市大字富吉在住の農家です。申請地は、宮崎市高岡町花見にあります道の駅高岡ビタミン館から南東に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農業用露天貸資材置場として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま利用することで土砂の流出はなく、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願いします。

- ○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。 (「なし」と言う者あり)
- ○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- ○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 次に、8ページを議題とします。
- ○事務局(前田) 番号 58 を御覧ください。 申請人は宮崎市佐土原町東上那珂在住の農家です。申請地は、宮崎市大字広原にあ

ります日章学園高等学校から北に約1キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農家住宅として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張(既存施設の2分の1以下)」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま利用することで土砂の流出はなく、雨水は地下浸透及び排水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号59を御覧ください。

申請人は宮崎市田野町在住の農家です。申請地は、宮崎市田野町にあります田野駅から南東に約600メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農業用資材置場等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となった農地で「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、一部にブロックを設置済みにより土砂の流出はなく、雨水は排水溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・ 一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。 以上、御審議方よろしくお願いします。

- ○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。 (「なし」と言う者あり)
- ○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 次に、9ページを議題とします。 御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第71号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、11ページを議題とします。

○事務局(前田) 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号12を御覧ください。

本案件は、一時転用の期間を約3カ月延長するための申請となります。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。

議案第72号農地法第5条許可について、12ページを議題とします。

○事務局(前田) 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 200 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町下田島在住の農家など3名、受人は宮崎市佐土原町下田島に本拠を置く養鰻業を営む法人です。

お手元の「農地法第5条許可資料」を御覧ください。1ページに位置図、2ページ に航空写真、3ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1ページの位置図のとおり、宮崎市佐土原町下田島にあります佐土原駅から東に約1.2キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に養鰻場を建設したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「水産動植物の養殖用の施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、養殖池は境界から1メートル距離をとることで土砂等の流出を防ぎ、排水は濾過槽で処理し水路へ放流、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

最後に、番号201を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町下田島在住の農家、受人は宮崎市佐土原町下

田島在住の個人です。

お手元の「農地法第5条許可資料」を御覧ください。4ページに位置図、5ページ に航空写真、6ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、宮崎市佐土原町下田島にあります佐土原駅から南東に約1キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に養鰻場を建設したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「水産動植物の養殖用の施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、養殖池は境界から1メートル距離をとることで土砂等の流出を防ぎ、排水は濾過槽で処理し水路へ放流、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、番号 200 番、201 番につきましては、県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

次に、13ページを議題とします。

○事務局(前田) 番号 202 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字広原在住の個人、受人は宮崎市中西町在住の個人です。申請地は、宮崎市大字島之内にあります住吉小学校から北西に約150メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にコンクリートブロック壁を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は

道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

次に、番号 203 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市村角町在住の農家、受人は宮崎市東大宮在住の個人です。申請地は、宮崎市村角町にあります東大宮中学校から北東に約500メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を露天貸駐車場として利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張(既存施設の2分の1以下)」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロック壁を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透及び排水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

最後に、番号204を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市村角町在住の個人、受人は宮崎市清武町今泉に本拠を置く砂利の採取・販売等を営む法人です。申請地は、宮崎市大字芳士にあります住吉南小学校から東に約1キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地が良質な砂地であることから、砂利採取を目的として一時利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、雨水は地下浸透で処理し、隣接地から2メートルの保安距離を設けることから、周辺農地への影響はないものと思われます。採取場の周囲には防護柵を設け、粉じん防止のため適宜水を散布するなどの環境対策を適正に行う計画となっており、隣接地の所有者等からも同意を得ております。

また、関連法令である砂利採取法に基づく許可申請が工業政策課へ提出されており、 確約書等にて砂利採取後に農地へ復旧することを確認しております。その他の許可基 準も充足していることから、議案として上程しています。

同様に「農振農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、番号 205 です。 その他の案件において追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一 般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。 以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。 (「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 次に、14ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 次に、15ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 次に、16ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 次に、17ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 次に、18ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- ○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 議案第73号非農地証明について、19ページを議題とします。
- ○事務局(川越) 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2件の案件について説明いたします。

番号 10 は、登記簿地目が畑でありますが、願出人の申告によると、昭和 39 年には 自宅周辺の竹林の一部となっており、今回、改めて現況を確認したところ、10 年以上 耕作放棄された様相で、原野化しております。

次に、番号11は、登記簿地目が田でありますが、現況は宅地となっており、土地・

家屋名寄兼課税台帳等を確認した結果、当該地近接に昭和23年に建築された居宅があり、昭和27年の農地法施行以前から同様の利用がされていることを確認しております。 このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、11月18日に地元農業委員と現地調査を行い、 現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第74号農用地利用集積計画の決定について、20ページから97ページの743番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、3番金丸忠弘委員、5番鬼塚健太委員、19番 川越達也委員の退室を求めます。

(3番金丸忠弘委員、5番鬼塚健太委員、19番川越達也委員退室)

○事務局(藤岡) 議案第74号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、20 ページの番号 203 番から 58 ページの番号 278 番までの 76 件でございます。

利用権設定につきましては、59 ページの番号 680 番から 97 ページの番号 743 番までの 64 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が5件、新規設定が13件、賃借権の再設定が14件、新規設定が32件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。 (「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。 3番金丸忠弘委員、5番鬼塚健太委員、19番川越達也委員の入室を求めます。

(3番金丸忠弘委員、5番鬼塚健太委員、19番川越達也委員入室)

- ○議長(松田) 次に、98ページから108ページまでの所有権移転分を議題とします。
- ○事務局(藤岡) 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、98ページの番号 744番から 108ページの番号 765番までの 22件でございます。

なお、108ページの番号 764番、765番につきましては、公益社団法人宮崎県農業 振興公社が買い受けた農地の一時貸付が終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いします。

- ○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。 (「なし」と言う者あり)
- ○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第75号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取についてを議題とします。

○事務局(川越) 農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について御説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第8条により、市が定めた農業振興地域整備計画 について、それを変更する場合は、法施行規則第3条の2により、市長は農業委員会 の意見を聞くことと定められており、今回議案として上程しております。

議案につきましては、担当課である農政企画課から説明があります。

〇農政企画課(小濵) 農政企画課の小濵と申します。私から説明いたします。

まず、資料につきまして、本日お配りしております「農業振興地域整備計画の変更について」というA4両面の書類があります。それから、事前にお配りしておりました農業振興地域整備計画書の案の冊子、それから、本日もう1枚、A3の図面のほうも1部、白黒のものですけど、お配りしております。それから、もう1枚、先日お配りしておりました、農用地利用計画変更内容一覧という筆の件数ごとの一覧表がついたものがあるかと思います。こちらのほうを御準備いただきたいと思います。説明につきましては、A4両面の1枚物をメインにお話ししていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、A4両面の表のほう、「1 宮崎市の農業振興地域整備計画の見直しについて」というところから説明してまいります。

「農業振興地域の整備に関する法律」、略して「農振法」と申しますが、この農振法に基づき、農政企画課において農業振興地域整備計画を策定しているところです。

農業振興地域整備計画とは、こちらにも書いていますけれども、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため、市町村が定める総合的な農業振興の計画となっており、整備計画のうち農用地利用計画は、おおむね10年間を見通して農業上の利用を確保すべき土地を「農用地区域」いわゆる「青地」として定め、農用地区域内の農業上の用途区分を設定しているものです。

③に書いておりますが、現行の計画は平成24年8月に策定しておりまして、10年が経過しております。社会情勢や農業を取り巻く環境等の変化を踏まえ、内容の変更が必要となってきまして、令和3年度から今年度にかけて計画の全体見直しを実施しているところでございます。

農業振興地域整備計画の変更は、令和5年3月、今年度末の完了を予定して取り組 んでいるところでございます。

それから、「2 農業振興地域整備計画の策定(変更)に係る手続について」というところに入ります。

この中で、変更の手続につきまして①から⑥を書いておりますが、今回、農業振興 地域整備計画の策定(変更)を行う際には、市町村の長は農業委員会の意見を聴くこ とが農振法施行規則第3条の2に規定されており、皆様の御意見をお伺いするため、 今回の総会の議案に上げさせていただいた次第でございます。

その後、皆様の御意見を踏まえ、④から県との事前協議を行い、⑤ 計画案の公告、 縦覧を行います。それから、⑥の最後のほうに、県と法定協議を行い、計画変更が完 了するという流れになっております。

続きまして、A4両面の資料の裏面のほうを御覧ください。

「3 計画の全体見直し作業の概要について」というところを御説明いたします。

この計画の全体見直しの中で、①から④の内容等を行ってまいりました。特に皆様に関係するところにつきましては、整備計画を見直す上で、③ですけれども、昨年9月から10月にかけて、認定農業者、認定新規就農者、農政推進委員を対象に、1,753名にアンケートを実施しております。これは農家の現状や今後の意向を調査したものでして、891名の方から回答をいただいております。

それと、④ 地区説明会の実施ということで、今年の7月に、総合支所や地域センター、地域事務所を単位とする13地区におきまして、地区説明会を開催いたしております。これには、農業委員の皆様、最適化推進委員の皆様、それから土地改良区の役員、水利組合長、農政推進委員、一部の地区では自治会長に御案内いたしまして、延べ333名の参加をいただいております。現在の農用地利用計画の青地から全体見直しで変更する箇所を図面で示して御説明しております。ただ、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるために短時間での説明となり、説明が不十分な点につきましては、総合支所や地域センターに配布した図面を各自で見ていただくという方法でお願いしたため、皆様にはお手数をおかけしたことをおわびしたいと思います。

このような作業を踏まえ、整備計画の変更案のほうを整えてきたというところになります。

お配りしています整備計画の変更案につきまして、内容を簡単に御説明したいと思います。

整備計画の変更案につきまして、整備計画は、「農用地利用計画」「農業生産基盤の整備開発計画」「農用地等の保全計画」など、大きく分けて8つの項目で構成されております。

まず、第1として、農用地利用計画というものを規定しております。これは、土地利用区分や農業上の土地利用の方向を示すものでございます。

4の①のところに書いておりますけれども、この計画書、冊子のほうにあるんですけれども、冊子の後ろのほうにA3の付図が折り込まれております。それの付図1が土地利用計画になりまして、黄色に着色しているのが農用地区域、いわゆる青地と言われるところになります。

今回の見直し作業で変更した青地が分かるように、委員の担当地区ごとの変更箇所 が分かるA4の図面を先日、皆様にお配りしているところでございます。

市全体としては、青地からの除外が 135 件の約 229.4 ヘクタールになります。用途 区分変更が 29 件の約 5.3 ヘクタール、青地への編入は 3 件あるんですけれども、1 件 が調整中でございます。

7月に行いました地区説明会におきましてお示しした内容と基本的には青地の変更 箇所は変わっていないんですけれども、そのときから若干変更しているところも踏ま えて、青地の見直し方針を改めて説明させていただきます。

1点目としては、国営の土地改良事業受益地を含まない青地で、もともと非農地であったり、既に転用されていたり、山林・原野化するなどして、農地としての利用が極めて困難な土地を青地から除外しております。

2点目として、道路や河川敷など公共施設等になっており、青地に含められない土地と判断されるところを除外しております。

3点目として、農地転用が許可されており、現在、農業用倉庫や駐車場として利用 されている土地は、農業用施設用地として用途区分を変更しております。

4点目として、県道の計画等で用地買収が済んでいる道路や橋梁の用地につきましては、地区説明会時点では除外しますという説明をしておりましたけれども、今回は除外せず、道路や橋が完成した後、改めて見直すということにしております。

5点目として、国営受益地で、農地の面整備やパイプラインの給水栓設置が済み、 土地改良区の賦課金が発生しているにもかかわらず白地のままの土地がございます。 その土地につきましては、青地への編入を行っているところであります。

なお、今回の見直しによりまして、青地の面積は約7,341~クタールとなっており

ます。これは整備計画書の5ページの表の中にも改めて記載しておりますので、後ほど御覧ください。前回10年前の計画策定時と比較しまして、約380~クタール減少の見込みでございます。ただし、編入予定面積が未確定ですので、若干増加の可能性もございます。

それから、将来(おおむね 10 年後)の青地面積としては、整備計画書 5 ページの表の中に書いているんですけれども、今回の見直しで設定した面積よりも約60 ヘクタール減少すると計画しております。これは、10 年前から減少した青地面積の 5 分の 1 程度になり、整備計画に記載された内容を実行することで、減少幅を抑えられるものと想定しております。

続きまして、A4両面資料の4の②以降になります。

第2は、農業生産基盤の整備開発計画になります。これは農村整備事業の整備計画を示すものでして、個別の事業位置につきましては、この冊子の後ろのほうにあります付図2に示していたところなんですけれども、今回添付しておりました付図のほうは策定途中のものを添付しておりまして、変更がございます。それを白黒のこの図面のほうでお配りしているんですが、カラーではないので、ちょっと見づらいところがございますので、A0判の大判の図面のほうをこちらのホワイトボードのほうにつけ加えています。後ほどまた御確認いただければと思います。

それから第3は、農用地等の保全計画、農業用ため池の整備計画や遊休農地解消の 方向を示す内容となっております。ため池等整備の事業位置は付図3に示しておりま す。

第4につきましては、安定的な農業経営の営農類型別の経営指針や、農用地等の流動化、担い手への農地集積の目標を示す計画として定めております。

続きまして、第5になりますけれども、こちらは農業近代化施設の整備の方向や、 主要作物ごとの整備方針を示す計画となっております。

第6につきましては、農業の担い手の育成・確保施設の整備の方向や、担い手の支援方針を示す計画となっております。

第7につきましては、農業従事者の安定的な就業の促進計画としているんですけれ ども、こちらにつきましては、準主業農家や副業的農家の農外就労を支援しまして、 それらの農家から主業農家への農地の流動化を促進し、担い手の農地集積・集約による経営安定を図る方針を示す内容となっております。

最後、第8ですけれども、こちらは、農村地域における生活環境の改善と快適な住環境の整備の方向を示す計画として定めているところでございます。

第1の農用地利用計画につきましては、本来、別記として、農用地区域に指定した 農地の地番を列挙するところなんですけれども、今回の意見照会で用意した計画書案 の中では割愛させていただいております。御了承ください。

それから、先ほど御説明しましたけれども、国営受益地で、農地の面整備もしくはパイプラインの給水栓設置が済み、土地改良区の賦課金が発生しているものの白地のままの土地につきましては、青地に編入する作業が完了しておりませんので、青地の面積が若干増加する可能性があります。

計画全体の内容と農用地区域から今回除外する農地の妥当性を重点に、皆様の御意見をお願いしたいと考えております。

農業委員会の皆様の御意見を踏まえ、県との協議を行った後、令和5年1月に整備 計画案の公告、縦覧を行う予定としております。その際には、青地面積が確定した計 画案を委員の皆様に改めて御提示したいと考えております。説明は以上です。

- ○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。
- ○5番(鬼塚委員) 国営事業のパイプラインの件でお伺いしたいんですけど、白地 にパイプラインが入っているところを青地に編入するというような話がありましたけ ど、これは強制的にやられることなのでしょうか。
- ○農政企画課(小濵) 農政企画課のほうから対象となる地権者の方に文書をお出し したうえで、編入を行いたいと考えております。ただ、基本的には、法律の中で土地 改良事業の受益地になっているものは青地にしなくてはならないと規定されておりま すので、そちらの内容につきまして御理解いただいて編入させていただきたいと考え ております。以上です。
- ○5番(鬼塚委員) うちの地域のほうで、1件、白地に誤ってパイプラインが入っているというような農地があります。5年ぐらい前に一度、青地に編入する方向で話はついたと思ったのですが、結局は、直前になって編入しないということになりまし

た。そういうところも、こちらからではなく、市役所のほうから働きかけていただけるということでしょうか。

- 〇農政企画課(小濵) 個別の案件について、こちらのほうで全てはお答えできませんので、また農村整備課と調整しまして、改めてお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。
- ○5番(鬼塚委員) 分かりました。ありがとうございました。
- ○議長(松田) ほかにございませんか。
- ○22番(外薗委員) 高岡の地区別連絡会でも話が出たのですが、国営受益地となっている農地は青地にしなければならないということで、給水栓がついていても、農地として復元できないようなところがあったり、受益地であっても、給水栓もないうえに、どうしても復元できないというところがあって、これをいろんな場で話をするんですけれども、必ず、それは国営事業なので編入が必要という回答をいただきます。現状、非常に困っております。どうしようもないところがあるという現状を知っていただいているとは思いますが、ぜひ今後10年間の間に、何か解決策を考えていただきたいと思っております。
- ○農政企画課(小濵) この件につきましては、所管課の農村整備課のほうで土地改 良事業の受益地を担当しておりまして、そちらのほうには今回の御意見をお伝えして、 また今後、検討していくように働きかけたいとは思っております。

また、私たちのほうでは、どうしても法律に基づく部分で編入せざるを得ないというところがございますので、また長い視点で受益地の問題については検討させていただければと思っております。今回の計画の中では、その部分については、計画受益地なんですけれども青地になっていないところ、実際に基盤整備事業、面整備を行っておらず給水栓の設置をしていないにも関わらず受益地に設定されているところについては、取りあえずそのままにしていくということで方針としては決めております。現在パイプラインが入っているけれども使えないところについては、農村整備課にもまた現状を皆様からもお伝えいただきながら、解消できるように検討していければと思っています。以上です。

○議長(松田) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局(西領) 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第69号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」で ございまして、その数4件でございます。

報告第70号は、農地法第5条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」で ございまして、その数20件でございます。

報告第71号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数4件でございます。

報告第72号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数18件でございます。

報告第73号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数1件でございます。

報告第74号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数17件でございます。

なお、報告第69号、第70号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第71号、第72号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松田) ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御異議なしと認めます。よって、令和4年第12回宮崎市農業委員会 総会を閉会いたします。

午後4時22分閉会